

追い抜かれてない?
あなたの時給



ギクッ

としたら

今すぐ裏面をチェック! ▶

クラシノ
ソコアゲ
応援団!
RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

2019年
10月1日 から

山形県 の

地域別最低賃金は
minimum wage

790 時給
円

午後10時~午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

988 時給
円

深夜 時間外 休日 に働くと、割増賃金が適用されるケースがあります。
詳しくは、連合へご相談ください

『あれ?』と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ

最低賃金の大幅引き上げを求めていきましょう!

連合山形 0120-154-052

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

- 連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内
- 連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内
- 連合山形地域協議会 ☎023-622-0551
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内
- 連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内
- 連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005
〒995-0033 村山市楯岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F
- 連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

最低賃金は、
国が法に基づいて定める
賃金の最低額です。

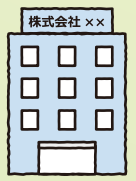
下回ったら法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う
義務があります。
この額を下回ると法律違反となり、労働
者は差額を請求することができます。

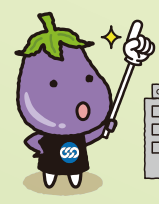


都道府県ごとに
毎年見直し!

派遣先の
最低賃金を適用!



派遣で働く方には、派遣元
ではなく、派遣先の地域の
最低賃金が適用されます。

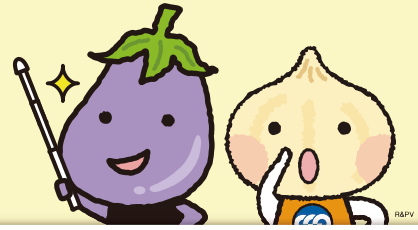


派遣先
派遣元

業種によってはより高い
最低賃金が適用される場合も!

あなたの給料が 最低賃金に 追い抜かれていないか

チェック!!



1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 基本給 + 諸手当※
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象でない ・ボーナス ・残業代 ・精皆勤手当
・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当

2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

 FACEBOOK
いいねしてね!



連合本部



連合山形



連合山形



いごよれんごうに
0120-154-052